



山形県公報

平成30年2月2日(金)
第2915号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……63
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……64
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……65
- 一般競争入札の公告……………(病院事業局) ……66

## 告 示

### 山形県告示第76号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名    | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社セカンドハウス彩祐結        | 彩祐結キッズリハビリ訪問看護ステーション<br>山形市嶋南三丁目4番32号 | 訪 問 看 護     | 平成29.12.31 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 | 介護老人保健施設フローラさいせい<br>山形市小白川町二丁目3番1号    | 通所リハビリテーション | 同          |

### 山形県告示第77号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称  | 事業所の名称及び所在地                                  | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|-----------------|----------------------------------------------|-------------|------------|
| 公益社団法人山形県柔道整復師会 | 公益社団法人山形県柔道整復師会いなげ介護支援事業所<br>山形市荒楯町一丁目12番30号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成29.12.31 |

**山形県告示第78号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類         | 廃止年月日      |
|-----------------------|---------------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社セカンドハウス彩祐結        | 彩祐結キッズリハビリ訪問看護ステーション<br>山形市嶋南三丁目4番32号 | 介護予防訪問看護        | 平成29.12.31 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県済生会 | 介護老人保健施設フローさいせい<br>山形市小白川町二丁目3番1号     | 介護予防通所リハビリテーション | 同          |

**山形県告示第79号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人さくらんぼの里<br>山形市大字岩波字鬼越3番1 | 障がい福祉サービス事業所のぞみの家<br>山形市大字岩波字鬼越3番1 | 共同生活援助      | 平成29.12.11 |

**山形県告示第80号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
酒田都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分  
なし
  - (2) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分  
なし
  - (3) 市街化区域に決定する部分  
酒田市高砂字高砂地先
  - (4) 市街化調整区域に決定する部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第81号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
酒田都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分  
酒田市高砂字高砂地先
  - (2) 削除する部分  
なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成30年2月16日まで縦覧に供する。

平成30年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|-----------------------|----------------|----------------------------|
| 山形市                   | 4者             | 山形市明石堂11番ほか13筆             |
| 上山市                   | 19者            | 上山市上生居字中道301番ほか75筆         |
| 山辺町                   | 2者             | 東村山郡山辺町大字山辺字鶴田2577番1ほか3筆   |
| 寒河江市                  | 3者             | 寒河江市大字寒河江字曲戸486番2ほか2筆      |
| 河北町                   | 10者            | 西村山郡河北町西里字塩ノ淵5867番ほか25筆    |
| 西川町                   | 2者             | 西村山郡西川町大字海味字アクト116番2ほか38筆  |
| 大江町                   | 12者            | 西村山郡大江町大字小見字大山752番236ほか51筆 |
| 村山市                   | 21者            | 村山市大字土生田字道出4621番1ほか66筆     |
| 東根市                   | 2者             | 東根市大字長瀬字株川2417番ほか5筆        |
| 尾花沢市                  | 3者             | 尾花沢市大字正厳字下川原1689番ほか5筆      |
| 舟形町                   | 1者             | 最上郡舟形町富田字富田278番ほか2筆        |
| 真室川町                  | 1者             | 最上郡真室川町大字大沢字蟻喰3851番1ほか5筆   |
| 南陽市                   | 1者             | 南陽市梨郷字開田3527番              |
| 川西町                   | 6者             | 東置賜郡川西町大字西大塚字菊田二859番1ほか91筆 |

|     |     |                             |
|-----|-----|-----------------------------|
| 小国町 | 1者  | 西置賜郡小国町大字田沢頭字他屋856番ほか8筆     |
| 白鷹町 | 1者  | 西置賜郡白鷹町大字山口字新地東425番2ほか15筆   |
| 飯豊町 | 5者  | 西置賜郡飯豊町大字萩生字下高野二2066番3ほか12筆 |
| 鶴岡市 | 76者 | 鶴岡市野田目字大坪49番1ほか403筆         |
| 三川町 | 2者  | 東田川郡三川町大字横川新田字中新田117番ほか6筆   |
| 庄内町 | 17者 | 東田川郡庄内町立谷沢字村西99番ほか273筆      |
| 遊佐町 | 9者  | 飽海郡遊佐町野沢字福ノ内4番ほか44筆         |

## 2 申請年月日

平成30年1月16日

## 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年2月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システム更新整備等業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年2月2日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成30年3月14日（水）午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立病院総合医療情報システム更新整備等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成30年3月7日（水）正午までに提出すること。

## 3 入札参加者の資格

- (1) から(5)までに掲げる要件を全て満たすものであること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(9)までに掲げる要件を全て満たすものであること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月

- 17日付け県公報第2821号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去7年以内に、日本国内で300床以上の病床を有する病院における医療情報システムの整備業務を履行した実績を有することを証明できること。
- (6) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体の代表構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (9) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課運営企画担当  
電話番号023(630)2325
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加するものに必要な資格のないものとした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札者の決定の方法
- イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、落札者決定基準により算定された業務提案評価点及び入札価格による価格点の合計点が最も高いものを落札者とする。
- ロ イの合計点の最も高いものが2以上あるときは、業務提案評価点が高いものを落札者とする。さらに、入札価格も同額の場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべきものが予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県病院事業局は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県病院事業局の行う調査に協力しなければならない。
- ニ 落札決定の時までに3に掲げる資格を満たさなくなったものは、落札者としなす。
- (2) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類を提出しないもの、指定された項目の記載をしないもの及び虚偽の記載をしたものは、3に掲げる要件を満たすものであっても、この入札の参加資格を失う。
- (3) 業務提案評価点及び価格点の配分 点数については3,000点満点とし、うち業務提案評価点を2,100点、価格点を900点とする。
- (4) 業務提案評価点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。
- (5) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点=900点×(1-(入札価格×1.08/予定価格)) (小数点第1位未満を切捨て)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格者名簿に登載されているものにあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていないものにあつては、競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年2月15日（木）正午までに山形県病院事業局県立病院課運営企画担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)及び(8)に係る事項を証明する書類）を提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県病院事業局の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation of the total medical information system for Yamagata Prefectural hospitals: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 14, 2018

(3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2325